

# 名岐道路（一宮～一宮木曾川）

## 計画段階環境配慮書

令和2年4月

国土交通省 中部地方整備局



## — 目 次 —

第1章 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所	1
1.1 第一種事業の名称	1
1.2 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所	1
第2章 第一種事業の目的及び内容	2
2.1 第一種事業の目的	2
2.1.1 第一種事業の経緯	2
2.1.2 第一種事業の目的	6
2.2 第一種事業の内容	6
2.2.1 第一種道路事業実施想定区域の位置	6
2.2.2 第一種道路事業の規模	6
2.2.3 その他の第一種道路事業に関する事項	8
第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況	11
3.1 自然的状況	13
3.2 社会的状況	17
第4章 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの	24
4.1 計画段階配慮事項の選定	24
4.2 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法	25
4.3 計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の結果	26
第5章 その他環境省令で定める事項	30
5.1 環境影響評価法第三条の七に基づく配慮書の案についての意見と第一種事業を実施しようとする者の見解	30
5.1.1 一般の環境の保全の見地からの意見と第一種事業を実施しようとする者の見解	30

「本書に掲載した地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を加工して作成したものです。」

## 第1章 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所

### 1.1 第一種事業の名称

名岐道路（一宮～一宮木曾川）

### 1.2 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所

事業予定者の名称：国土交通省 中部地方整備局

代表者の氏名：国土交通省 中部地方整備局長 勢田 昌功

住 所：〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号

※上記、事業予定者は「概略計画の検討を実施した主体」である。

## 第2章 第一種事業の目的及び内容

### 2.1 第一種事業の目的

#### 2.1.1 第一種事業の経緯

名岐道路は、国道22号と並行し、愛知県一宮市から岐阜県岐阜市を結ぶ路線計画です。名古屋・一宮・岐阜間は、名古屋都市圏の中で最大の人口集積エリアであり、航空産業等の先進産業が集積するエリアですが、現状の高速道路を利用した場合は約1.5倍の延長があり、迂回感があるとともに時間信頼性が低いルートです。また国道22号は朝夕のピーク時の渋滞の発生、交通事故の多発等の問題があります。

名岐道路は、愛知県一宮市における路線事業の効率的な実施に関し、令和元年度から国土交通省 中部地方整備局が計画段階評価の手続きを実施しており、構想段階における道路計画のアンケート調査や、「社会資本整備審議会 道路分科会 中部地方小委員会（以下、中部地方小委員会）」を2回実施しました。

現在は、アンケート調査や関係する地方公共団体の長からの意見、中部地方小委員会での有識者の意見等を踏まえ、構造等を総合的に決定することを目指すとともに、整備効果などを調査・検討しています。

また、「社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会 中京圏小委員会」において、中京圏の高速道路を賢く使うための料金体系の検討が進められ、その後、令和2年2月5日に国土交通省 道路局において「中京圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）（以下、具体方針（案））」が公表されたところです。この具体方針（案）では、名岐道路の整備について、名古屋高速道路公社が事業主体となることを前提とした上で、必要な財源確保にあたり現行の償還期間を延長する旨の方針が示されたところです。

本事業の事業者については、具体方針（案）にある名古屋高速道路公社の事業主体を前提とした場合、道路の種類は「指定都市高速道路」となり、4車線の計画であることも考慮すれば、「環境影響評価法」（平成9年6月13日法律第81号 最終改正：平成26年6月4日法律51号）における「第一種事業」に該当することとなります。



# 道路交通の現状と課題

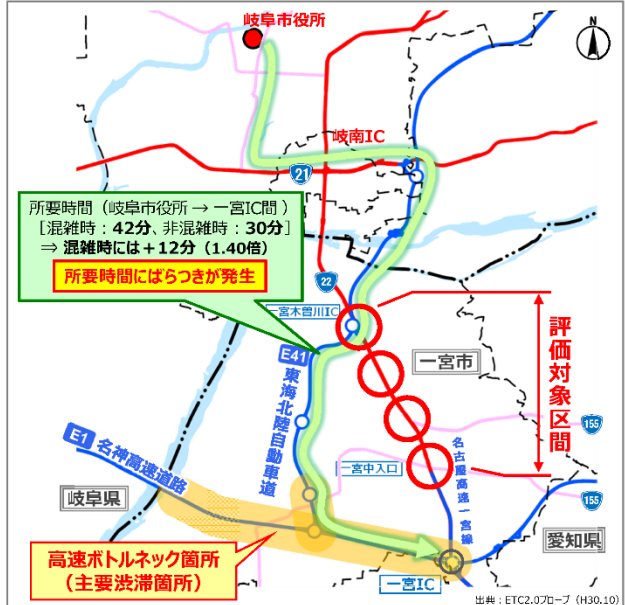
## 1) 高速アクセス性、時間信頼性

- 名古屋と岐阜地域間を結ぶ高速道路ネットワークは整備されているが、一般道路を利用した場合に比べ、高速道路を利用した場合には約1.5倍の延長があり、迂回感がある。
- また、高速道路利用ルートには高速ボトルネック箇所が存在するため、所要時間にばらつきが発生し、時間信頼性が低い。

### ■迂回感のある高速道路



### ■時間信頼性の低い高速道路

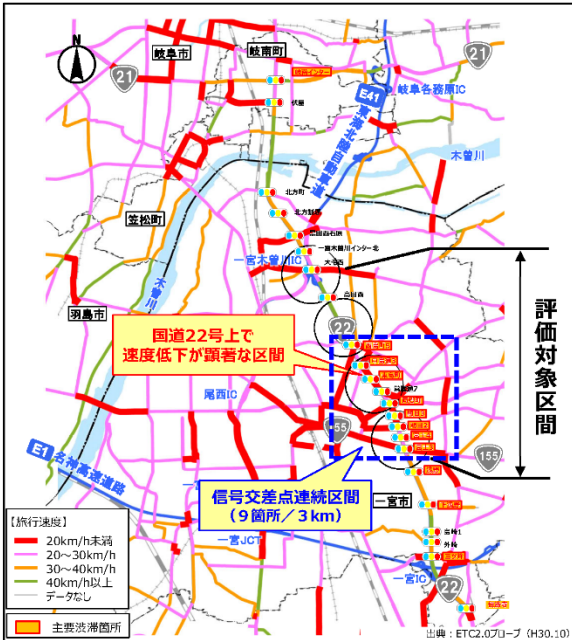


# 道路交通の現状と課題

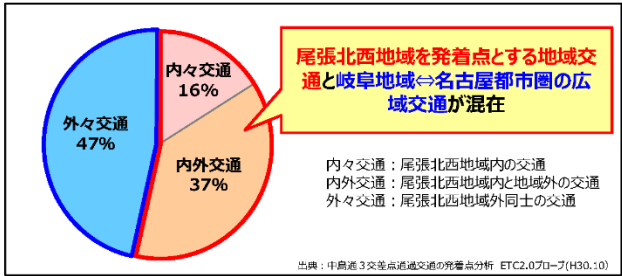
## 2) 渋滞

- 国道22号は、岐阜地域⇄名古屋都市圏の広域交通（通過交通）と尾張北西地域を発着点とする交通（地域交通）が混在し、本線・交差路線で朝夕ピーク時に速度が低下。
- 特に、国道22号の市街地付近では、信号交差点が連担しており、速度低下が顕著。

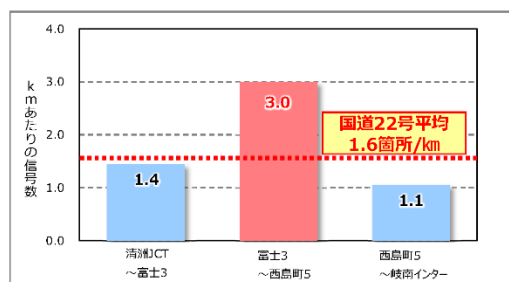
### ■国道22号周辺における一般道路の速度状況（平日7時台）



### ■国道22号の交通特性



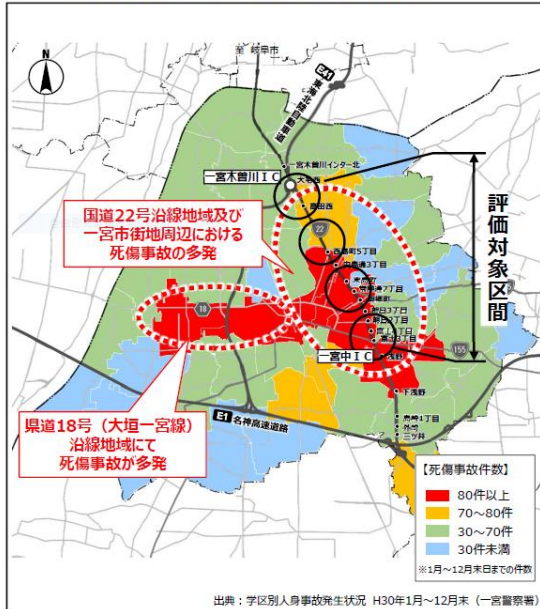
### 国道22号の区間別のkmあたり信号数



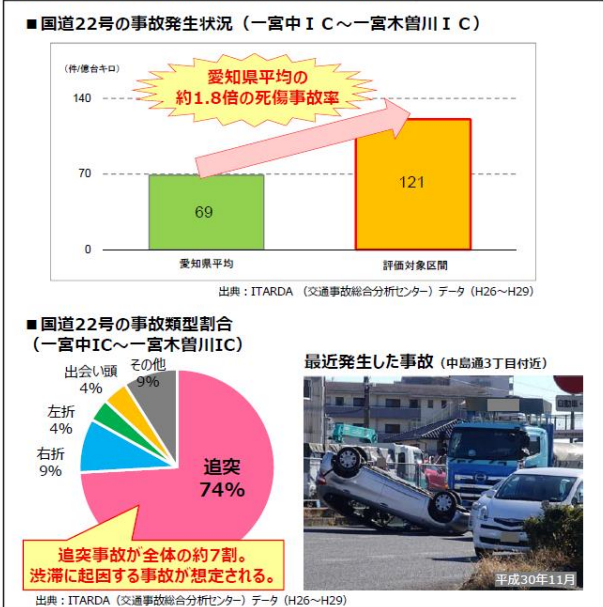
## 道路交通の現状と課題 3) 交通事故

- 一宮市では、国道22号、国道155号等の幹線道路沿線において事故が多く発生している。
- 国道22号の評価対象区間の死傷事故率は愛知県平均の約1.8倍と高い。また、発生した事故の約7割が追突事故。

《一宮市における学区別の死傷事故発生状況》



《評価対象区間における死傷事故発生状況》



## 地域の課題（地域の意見聴取結果）について

### ○調査目的

公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の構造を図るため、アンケート調査を実施し、名岐道路の道路計画について、周辺地域の皆様へ御意見を伺いました。

### ○調査方法・調査期間・配布回収数

意見聴取期間は令和元年9月13日～11月13日とし、無作為抽出による郵送配布・留置き・Webの3種類の方法でのアンケート調査、また地方公共団体や経済・産業団体などの各種団体・関係機関に対してヒアリングの実施致しました。調査方法及び配布・回収数は以下のとおりです。

調査項目	回収方法	対象	配布数	回収数	回収率	
アンケート	住民	沿線地域の自治体：一宮市（国道22号沿線【字単位】）	8,971	1,539	17%	
		オープンハウス	—	108	—	
	周辺地域	WEBアンケート	沿線・周辺地域等を対象（愛知県・岐阜県・岐阜市HP、関係自治体HP）	—	5,782	—
		郵送回収	周辺地域の自治体（9市2町） <愛知県>一宮市（沿線地域以外）、江南市、稲沢市、岩倉市、北名古屋、清須市、名古屋（西区） <岐阜県>岐阜市、各務原市、岐阜町、笠松町	75,609	15,459	20%
		留置きアンケート	周辺地域の自治体（9市2町）	—	193	—
小計			84,580	23,081	—	
道路利用者	広域利用者	WEBアンケート	—	5,150	—	
	インタビュー調査（SA/PA）	東名高速・名神高速・東海北陸道・東名阪道のSA/PA（川島PA、尾張一宮PA、養老SA、東郷PA、大山田PA）	—	1,349	—	
	業務上利用者	郵送回収	トラック協会・バス協会の会員企業（愛知県・岐阜県・三重県・滋賀県・富山県）	5,962	1,243	21%
小計			5,962	7,742	—	
合計			90,542	30,823	—	
ヒアリング	地方公共団体	愛知県、岐阜県	—	—	—	
		沿線地域及び周辺地域の9市2町 <愛知県>一宮市、江南市、稲沢市、岩倉市、北名古屋、清須市、名古屋（西区） <岐阜県>岐阜市、各務原市、岐阜町、笠松町	—	—	—	
	各種団体	経済・産業団体	沿線・周辺地域内の農工会議所、観光協会、旅行業協会、タクシー協会	—	—	—
		県警・消防・医療	沿線地域・周辺地域内の警察署・消防本部・病院	—	—	—
関連管理者	中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社	—	—	—		



○調査結果及び分析等

【政策目標】

アンケートやヒアリング結果から得られた地域の課題意見を踏まえ、政策目標は妥当であると確認しました。

アンケート結果	ヒアリング結果	政策目標
<p>高速道路の迂回感・時間信頼性の低さ</p>	<p>【課題】 ・利用経路の迂回感 ・一宮JCT～一宮ICの時間が読めない</p> <p>【課題による損失】 ・名古屋を中心とする中部圏経済発展に障害 ・観光地での滞在時間や訪問地数の減少</p>	<p>都市間の物流・人流アクセシビリティ向上、産業活性化支援</p> <p>交通の円滑化</p> <p>交通安全の確保</p>
<p>国道22号・交差道路の速達性の低さ・走りにくさ</p>	<p>【課題】 ・国道22号・交差道路の渋滞が常態化 ・信号連坦や渋滞による停発車の繰り返し</p> <p>【課題による損失】 ・名古屋・岐阜間の移動時間のロス ・救急患者の容体への影響リスクが高まる</p>	
<p>国道22号・交差道路の安全性の低さ</p>	<p>【課題】 ・追突事故や出会い頭の事故が多い ・車線規制による事故</p> <p>【課題による損失】 ・観光バス乗客への安全性の低下 ・救急搬送に影響</p>	

【凡例】 ■ そう思う ■ ややそう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない ■ 無回答

(その他意見)

- ・道路機能・構造の課題に関する意見 (交通案内のわかりにくさ、側道出入時の使いにくさ)
- ・運転マナーに関する意見
- ・道路管理に関する意見 (路面状態の悪さ、路面標示のかすれ)
- ・道路環境に関する意見 (夜間の騒音)

【対応方針・重視すべき事項】

項目	アンケート結果	ヒアリング結果 (主な意見)	重視すべき事項	
政策目標	都市間の物流・人流アクセシビリティ向上、産業活性化支援 岐阜・一宮地区と名古屋間の移動距離が短い	75% (33%+42%) 16% 4%	・高速道路の迂回感を解消	
	産業活性化支援 道路の移動時間が読め、信頼性が高い	82% (44%+38%) 11% 4%	・定時性の確保が重要 ⇒生産性や国際競争力強化・物流コスト削減、物流効率向上 ツアー工程が組みやすくなる	○
	交通の円滑化 速達性が高く、渋滞が少ない	83% (44%+39%) 11% 4%	・国道22号の渋滞改善が非常に重要 ⇒一宮市等を含めた観光ルート開発 患者搬送がスムーズとなり、早い治療が行える	○
	交通安全の確保 交通事故が少ない	82% (42%+40%) 12% 4%	・国道22号の渋滞緩和等による地域の交通安全の確保 ⇒交差する道路や生活道路の安全性の向上	○
配慮すべきポイント	生活環境 生活への影響が少ない	76% (31%+45%) 18% 4%	-	
	自然環境 自然への影響が少ない	71% (27%+44%) 21% 4%	-	
	工事中的の影響 工事中の現道交通への影響が少ない	75% (28%+47%) 18% 4%	・工事実施の迂回ルートの確保、事前周知の徹底	
その他	建設に要する費用が安い	66% (27%+39%) 23% 7% 5%	・費用が安いことも重要だが、「安全・安心な道路」であること	
その他 (自由意見)	意見あり 7% (その他) 意見なし 91% 意見あり 2% (上記課題関連)	・地域の利便性向上のため、インターチェンジの設置 ・高速道路のアクセシビリティを高めるため、一宮IC・一宮木曾川ICのJCT化 ・名岐道路の整備と合わせた交差道路の機能強化		

【凡例】 ■ そう思う ■ ややそう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない ■ 無回答



### 2.1.2 第一種事業の目的

名岐道路は、国道 22 号と並行し、愛知県一宮市から岐阜県岐阜市を結ぶ路線計画です。

本事業においては、一宮市街地にあたる名古屋高速一宮線一宮東出口から東海北陸自動車道一宮木曾川 IC までの延長約 7.5km を対象として整備を行います。

国道 22 号一宮市街地付近は、渋滞・事故等が頻発しており、課題が顕著です。本事業により課題が解消され、「物流・産業」「渋滞」「事故」の 3 つの観点において、より良い地域づくりに寄与する事を目的としています。

また、上記の地域の課題や将来像等を踏まえ、以下の 3 つの政策目標を設定しています。

- |                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 都市間の物流・人流アクセス性向上・産業活性化支援</li><li>2. 国道 22 号等の交通の円滑化</li><li>3. 国道 22 号等の交通安全の確保</li></ol> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 2.2 第一種事業の内容

### 2.2.1 第一種道路事業実施想定区域の位置

事業実施想定区域の位置は図 2.2-1 に、起終点は以下に示すとおりです。

起点・終点：愛知県一宮市

### 2.2.2 第一種道路事業の規模

規模：約 7.5km

車線：4 車線



図 2.2-1 事業実施想定区域の位置図

## 2.2.3 その他の第一種道路事業に関する事項

### 1) 位置等に関する複数案の設定についての考え方

本事業に係る計画段階配慮事項についての検討にあたっては、事業実施想定区域の位置又は規模に関する複数の案（以下、「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定する必要があります。

位置等に関する複数案としては、政策目標や地形・地質条件、自然環境、生活環境、コスト縮減などを踏まえて設定します。

### 2) 複数案の設定に当たっての考え方

本事業の周辺地域では、用途地域が都市計画決定されており、現行の都市計画決定区域に基づいて、土地区画整理事業等、他の都市計画道路が計画・整備されている状況です。

また、本事業の東側については、市街化が進むとともに、幼稚園や小・中学校等の教育施設が多く存在している状況です。

本事業のルートについては、都市間の物流・人流アクセス性向上・産業活性化支援等の政策目標が達成可能であり、かつ、上記のような社会的影響や自然環境等に与える影響なども踏まえた結果、現行の国道22号上を基本としたルート案以外は現実的ではないと考えられます。

以上のことから、複数案の構造選定にあたっては、現行の国道22号において同一ルート内で整備が可能である構造を基本とし、解決すべき課題から求められる政策目標（2.1.2 第一種事業の目的）の達成するために考えられる対策案として、表2.2-2及び図2.2-2に示す専用部整備案及び部分立体案、平面8車線案の3案を選定しました。

表 2.2-1 本事業の周辺地域、現行の国道22号の標準断面図

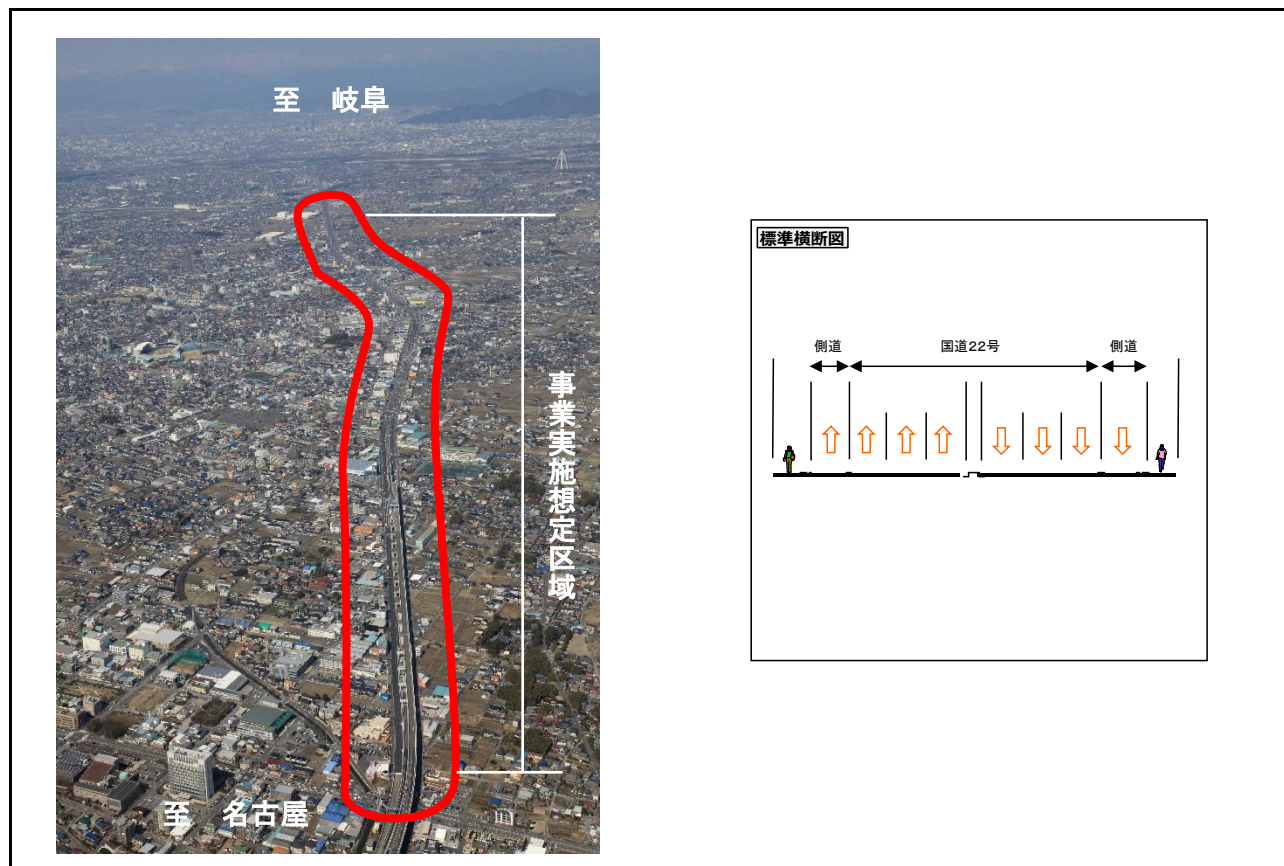
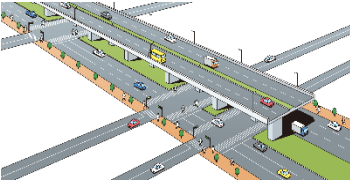
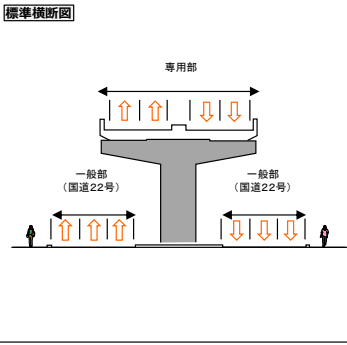
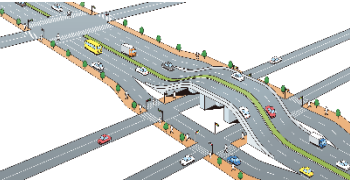
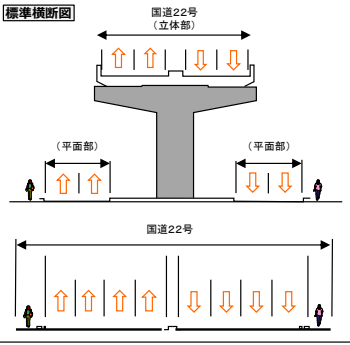
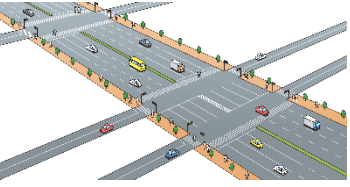
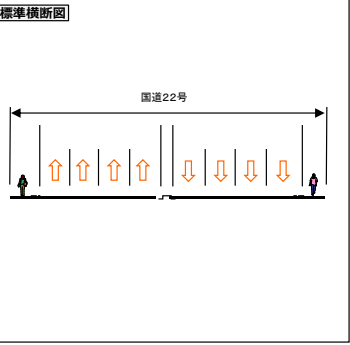


表 2.2-2 複数案の概要

	<p>【案①】 専用部整備案</p>  <p>標準横断面</p> 	<p>【案②】 部分立体案</p>  <p>標準横断面</p> 	<p>【案③】 平面8車線案</p>  <p>標準横断面</p> 
<p>複数案の概要</p>	<p>全線立体構造で整備し、地域交通と通過交通を分化することで、産業・物流拠点間の高速アクセス性・時間信頼性を向上させるとともに現道の渋滞や事故に対する課題解決を図る案</p>	<p>信号が連続する区間において、部分的に立体構造で整備し、渋滞や事故に対して課題解決を図る案</p>	<p>全線で現道を拡幅し、工事中の現道交通への影響を考慮しつつ、渋滞や事故に対して課題軽減を図る案</p>

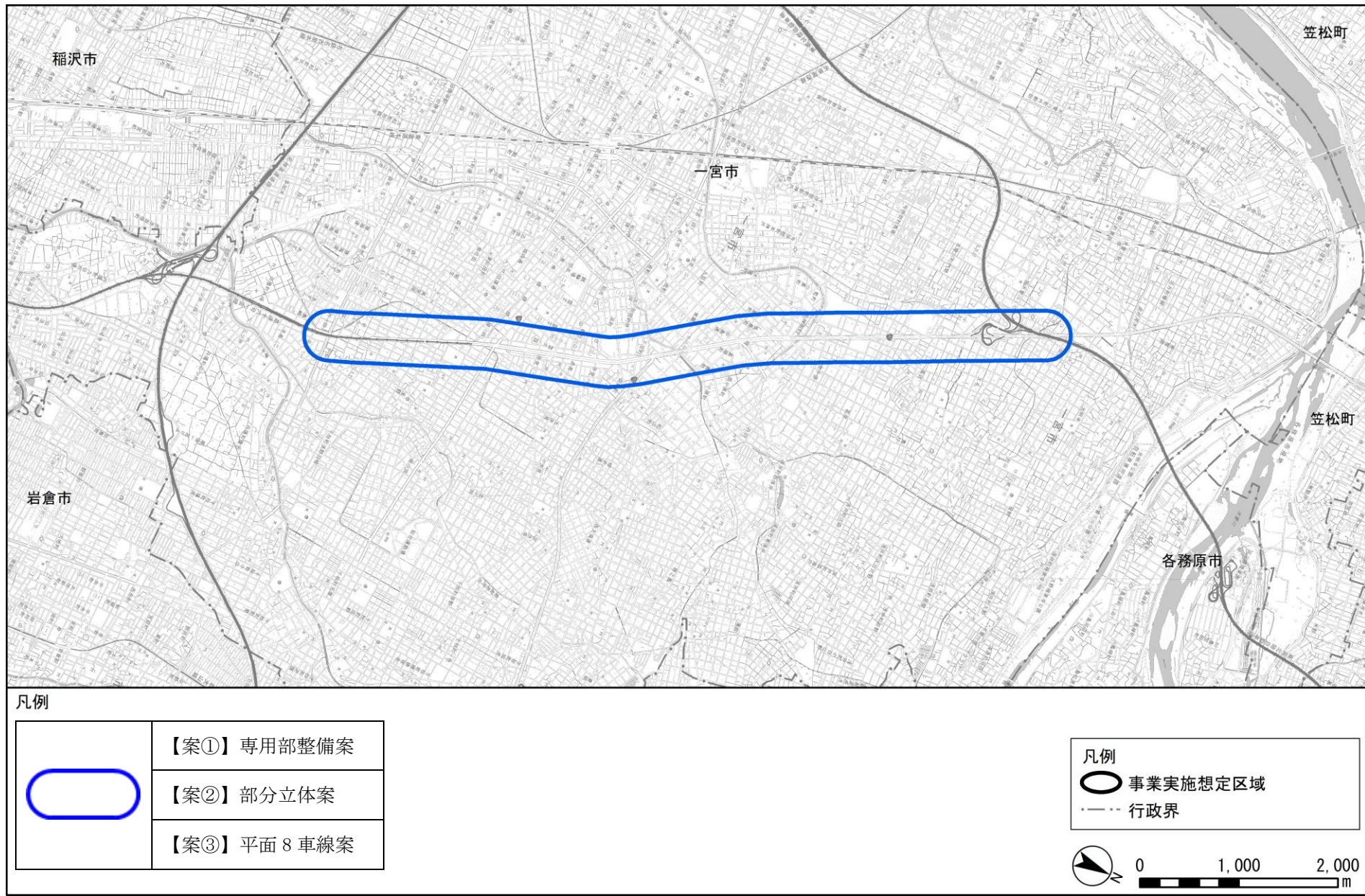


図 2.2-2 計画段階評価における複数案の位置図

### 第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

事業実施想定区域及びその周囲とは、環境要素に係る環境影響を受ける恐れがある地域として、事業実施想定区域からおおむね片側約 3km(環境項目の中で、地域特性の把握範囲が最も広い景観項目の範囲「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)(平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所)」を参考に設定しました。)を含む図 3-1 の範囲とし、自然的状況及び社会的状況を把握する範囲としました。

なお、市町村単位で公表されている統計資料等を出典とする地域特性については、愛知県一宮市、稲沢市、岩倉市、岐阜県各務原市、笠松町の全域を範囲として把握しました。

次項に自然的状況及び社会的状況の概況を示します。

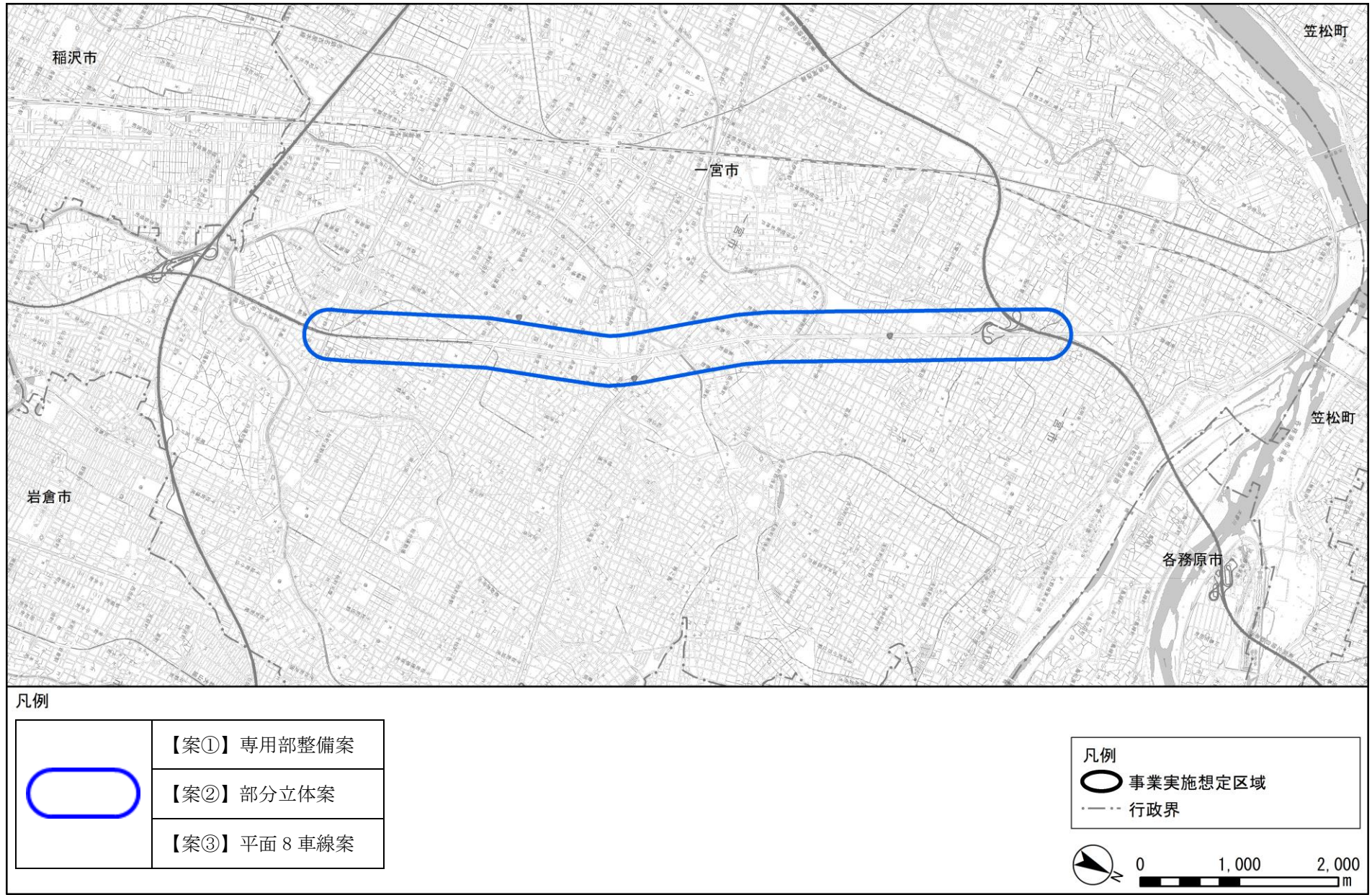


図 3-1 事業実施想定区域及びその周囲

### 3.1 自然的状況

事業実施想定区域及びその周囲における主な自然的状況を把握した結果の総括を表 3.1-1 に示します。また、自然的状況を項目別に把握した結果を次項に示します。

表 3.1-1(1) 自然的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
大気環境の状況	<p>1. 気象 岐阜地方気象台の過去 10 年間の各年値は、平均気温が 16℃前後、総降水量が 1,719.0～2,440.5mm、日照時間が 2,067.3～2,315.6 時間、平均風速が 2.6m/s 前後、最多風向が西北西となっています。また、一宮雨量観測所の過去 10 年間の各年の総降水量は 1,570.5～2,149.5mm となっています。</p> <p>2. 大気質 平成 30 年度に測定を行った一般環境大気測定局が 2 地点あり、二酸化窒素の 1 日平均値の年間 98%値は 0.020～0.022ppm で、全ての地点で環境基準（長期的評価）を達成しています。浮遊粒子状物質の 1 日平均値の年間 2%除外値は 0.038～0.044mg/m<sup>3</sup> で、全ての地点で環境基準（長期的評価及び短期的評価）を達成しています。 平成 30 年度に測定を行った自動車排出ガス測定局は 1 地点あり、二酸化窒素の 1 日平均値の年間 98%値は 0.032ppm で、環境基準（長期的評価）を達成しています。浮遊粒子状物質の 1 日平均値の年間 2%除外値は 0.043mg/m<sup>3</sup> で、環境基準（長期的評価及び短期的評価）を達成しています。</p> <p>3. 騒音 一般環境騒音の測定は 1 地点で行われており、環境基準を満たしています。 また、騒音規制法に基づく自動車騒音の限度の適合状況評価は 6 箇所で行われており、全ての地点で騒音規制法に基づく要請限度を達成しています。</p> <p>4. 振動 道路交通振動の測定は 6 箇所で行われており、全ての地点で振動規制法に基づく要請限度を達成しています。</p> <p>5. その他 事業実施想定区域及びその周囲における低周波音に係る調査は行われていません。</p>
水環境の状況	<p>1. 水象 事業実施想定区域及びその周囲には、主要な河川として木曾川、日光川、青木川があります。</p> <p>2. 水質 水質測定地点が木曾川 1 地点、日光川 2 地点の計 3 地点あり、生活環境項目については pH、溶存酸素量（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）及び浮遊物質量（SS）はすべての地点で環境基準を満足していますが、大腸菌群数は測定が行われた 1 地点において、環境基準を超過しています。健康項目については全ての地点で環境基準を満足しています。</p> <p>3. 水底の底質 測定地点が日光川で 1 地点あり、ダイオキシン類は環境基準を達成しています。</p> <p>4. その他 平成 29 年度に一宮市の 1 地点、各務原市の 1 地点において井戸を対象とした地下水水質調査が行われており、全ての地点で環境基準を達成しています。</p>



表 3.1-1(2) 自然的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
<p>土壌及び地盤の状況</p>	<p>1. 土壌 一宮市中心部周辺等は人工改変地となっており、その他は主に褐色低地土壌や灰色低地土壌が分布しています。 土壌中ダイオキシン濃度は平成 27 年度に 2 地点、平成 28 年度に 1 地点で調査が行われており、全ての調査地点において環境基準を達成しています。</p> <p>2. 地盤 「平成 30 年における濃尾平野の地盤沈下の状況」（令和元年 8 月、東海三県地盤沈下調査会）によると、事業実施想定区域が位置する濃尾平野では昭和 30 年代以降著しい地盤沈下が発生していましたが、現在では平野中西部を除き、地盤沈下は沈静化しています。愛知県・岐阜県及び三重県における平成 30 年の水準点測量成果においては、調査対象市町内で 1cm 以上沈下した水準点は 2 点ありましたが、各々単独であり平成 19 年以降で沈下域は形成されていません。 なお、一宮市は「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）に基づく指定地域及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日愛知県条例第 7 号）に基づく規制地域に含まれ、地下水の使用に関する許可基準や揚水量報告の義務等が定められています。</p>
<p>地形及び地質の状況</p>	<p>1. 地形 事業実施想定区域は木曾三川により形成された沖積平野である濃尾平野に含まれており、周辺には自然堤防・砂州・砂丘、扇状地性低地及び三角州性低地が広範囲に広がっています。また学術上又は希少性の観点から重要な地形・地質は確認されていません。</p> <p>2. 地質 事業実施想定区域周辺は主に砂・泥及び礫を主とする層で形成されています。</p> <p>3. 活断層 一宮市中央部を南北方向に貫く「岐阜—一宮起震断層」が存在します。ただし、「活断層データベース」（国立研究開発法人産業技術総合研究所ホームページ）によると、当該断層において第四系（第四紀に形成された地層や岩石）を変位させる断層が確認されていないため、活断層ではないと判断されています。</p>
<p>動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況</p>	<p>1. 動物 事業実施想定区域及びその周囲には、天然記念物、国内希少野生動植物種、環境省や愛知県のレッドリスト等に該当する重要な動物としてカヤネズミ、ケリ、トノサマガエル、ドジョウ、ヤマトアシナガバチ、モノアラガイ等、140 種が生息するとされています。</p> <p>2. 植物 事業実施想定区域及びその周囲には、環境省や愛知県のレッドリスト等に該当する重要な植物としてイヌスギナ、タコノアシ、カワヂシャ、ナガエミクリ等、69 科 205 種が生育するとされています。また、重要な植物個体として、一宮市指定天然記念物の蓮浄寺のクスノキ、常保寺のイチヨウ等が存在しています。</p> <p>3. 生態系 陸域には「樹林地（人工林以外）、人工林、草地、人工草地、果樹園・畑地、水田、緑の多い住宅地・公園・墓地等、その他の市街地・工場地帯」、陸水域には「樹林地（人工林以外）、人工林、草地、水域、自然裸地」を生息・生育基盤とする生態系が成立しています。また環境省が定める重要湿地である「木曾三川合流域の河川・水路・ため池群」（位置等は非公表）が一宮市に存在します。</p>
<p>景観及び人と自然との触れ合い活動の場の状況</p>	<p>1. 景観 事業実施想定区域周辺の主要な眺望点として一宮市に分布する高層建築物等が挙げられます。また、景観資源として木曾川周辺の河川景観、市街地内の緑道が挙げられます。</p> <p>2. 人と自然との触れ合い活動の場 事業実施想定区域周辺では、木曾川周辺に多くの公園や遊歩道が整備されています。また、市街地部においても自然豊かな公園や緑道が整備されており、市民にとっての憩いの場となっています。</p>

表 3.1-2(1) 自然的状況の把握に用いた文献・資料

項目	番号	資料名	発行年	発行元	出典頁		
大気環境の状況	1・気象	1	日本地誌第12巻 岐阜県・愛知県	昭和44年10月	日本地誌研究所	—	
		2	気象統計情報	令和2年1月	気象庁	HP	
	2.大気質	3	平成26年度大気汚染調査結果	平成27年6月	愛知県	HP	
		4	平成27年度大気汚染調査結果	平成28年6月	愛知県	HP	
		5	平成28年度大気汚染調査結果	平成29年6月	愛知県	HP	
		6	平成29年度大気汚染調査結果	平成30年6月	愛知県	HP	
		7	平成30年度大気汚染調査結果	令和元年6月	愛知県	HP	
		8	2018年度におけるダイオキシン類の環境調査及び事業者による測定の結果について	令和元年7月	愛知県	HP	
	3.騒音	9	環境報告書令和元年度版(平成30年度実績報告)	令和元年11月	各務原市	HP	
		10	2018年度交通騒音・振動調査結果について	令和元年9月	愛知県	HP	
	4.振動	11	令和元年版 いちのみやの環境	令和元年12月	一宮市	HP	
		12	2018年度交通騒音・振動調査結果について	令和元年9月	愛知県	HP	
水環境の状況	1.水象	13	河川調書	平成26年7月	岐阜県	HP	
		14	一宮建設事務所 河川・砂防事業	令和2年1月	愛知県	HP	
		15	木曾川水系河川整備計画	平成27年1月	中部地方整備局	HP	
		16	庄内川水系河川整備基本方針	平成20年3月	中部地方整備局	HP	
		17	二級河川日光川水系 河川整備計画	平成28年2月	愛知県・名古屋市	HP	
		2.水質	18	平成26年度公共用水域及び地下水の水質調査結果について	平成28年11月	一宮市	HP
			19	平成27年度公共用水域及び地下水の水質調査結果について	平成28年11月	一宮市	HP
	20		平成28年度公共用水域及び地下水の水質調査結果について	平成29年6月	一宮市	HP	
	21		平成29年度公共用水域及び地下水の水質調査結果について	平成30年6月	一宮市	HP	
	22		平成30年度公共用水域及び地下水の水質調査結果について	令和元年6月	一宮市	HP	
	23		公共用水域の水質調査結果	令和2年1月	岐阜県	HP	
	24		平成27年版 いちのみやの環境	平成28年2月	一宮市	HP	
	25		平成28年版 いちのみやの環境	平成28年11月	一宮市	HP	
	26	平成29年版 いちのみやの環境	平成29年12月	一宮市	HP		
	27	平成30年版 いちのみやの環境	平成30年12月	一宮市	HP		
	28	令和元年版 いちのみやの環境	令和元年12月	一宮市	HP		
	3.水底の底質	29	平成27年版 いちのみやの環境	平成28年2月	一宮市	HP	
		30	平成28年版 いちのみやの環境	平成28年11月	一宮市	HP	
		31	平成29年版 いちのみやの環境	平成29年12月	一宮市	HP	
		32	平成30年版 いちのみやの環境	平成30年12月	一宮市	HP	
33		令和元年版 いちのみやの環境	令和元年12月	一宮市	HP		
4.その他	34	令和元年版 いちのみやの環境	令和元年12月	一宮市	HP		
	35	地下水の水質調査結果(平成29年度)	平成29年度	岐阜県	HP		
土壌及び地盤の状況	1.土壌	36	平成28年版いちのみやの環境	平成28年11月	一宮市	HP	
		37	平成28年度ダイオキシン類に係る環境調査結果について	平成28年度	愛知県	HP	
	2.地盤	38	平成30年における濃尾平野の地盤沈下の状況	令和元年8月	東海三県地盤沈下調査会	HP	
39		全国地下水台帳資料	令和元年1月	国土交通省国土政策局 国土情報課	HP		
地形及び地質の状況	1.地形 2.地質	40	地形分類図	令和元年1月	国土交通省国土政策局 国土情報課	HP	
		41	表層地形図	令和元年1月	国土交通省国土政策局 国土情報課	HP	
		42	日本の地形レッドデータブック第1集-危機にある地形-	平成12年12月	小泉武栄、青木賢人	—	
		43	日本の地形レッドデータブック第2集-保存すべき地形-	平成14年3月	小泉武栄、青木賢人	—	
	3.活断層	44	活断層データベース	令和元年1月	国立研究開発法人 産業技術総合研究所	HP	

表 3.1-2(2) 自然的状況の把握に用いた文献・資料

項目	番号	資料名	発行年	発行元	出典頁	
動植物の 生息又は 生育、植 生及び生 態系の状 況	45	第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図	昭和56年	環境庁	大判図面	
	46	第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書(鳥類)	昭和55年	環境庁	—	
	47	第3回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書 鳥類	昭和63年	環境庁	—	
	48	第3回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書(両生類・爬虫類)	昭和63年	環境庁	—	
	49	第3回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書(昆虫(トンボ、チョウ、セミ及び甲虫、ガ)類)	昭和63年	環境庁	—	
	50	第3回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書(淡水魚類)	昭和63年	環境省	—	
	51	第3回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書(陸産及び淡水産貝類)	昭和63年	環境省	—	
	52	第4回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書(哺乳類)	平成5年3月	環境庁自然保護局	—	
	53	第4回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書(両生類・爬虫類)	平成5年3月	環境庁自然保護局	—	
	54	第4回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書(昆虫(トンボ、チョウ、セミ及び甲虫、ガ)類)	平成5年3月	環境庁自然保護局	—	
	55	第4回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書(淡水魚類)	平成5年3月	環境庁自然保護局	—	
	56	第4回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書(陸産及び淡水産貝類)	平成5年3月	環境庁自然保護局	—	
	57	第5回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動物分布調査報告書(哺乳類)	平成14年3月	環境省自然環境局生物多様性センター	—	
	58	第5回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動物分布調査報告書(両生類・爬虫類)	平成13年10月	環境省自然環境局生物多様性センター	—	
	59	第5回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動物分布調査報告書(昆虫(トンボ、チョウ、セミ・水生半翅、ガ、甲虫)類)	平成14年3月	環境省自然環境局生物多様性センター	—	
	60	第5回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動物分布調査報告書(淡水魚類)	平成14年3月	環境省自然環境局生物多様性センター	—	
	61	第5回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動物分布調査報告書(陸産及び淡水産貝類)	平成13年10月	環境省自然環境局生物多様性センター	—	
	62	第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 哺乳類分布調査報告書	平成16年3月	環境省自然環境局生物多様性センター	—	
	63	サイエンスミュージアムネット	令和元年1月	国立科学博物館	HP	
	64	レッドリストあいち2015	平成27年1月	愛知県	—	
	65	愛知県史・別編・自然	平成22年3月	愛知県	—	
	66	稲沢市—動植物生息調査業務報告書—(平成23年度～平成27年度)	平成28年3月	稲沢市	HP	
	67	愛知県鳥類生息調査	平成30年3月	愛知県	—	
	68	愛知県の昆虫(上)	平成2年3月	愛知県昆虫分布研究会	—	
	69	愛知県の昆虫(下)	平成3年3月	愛知県昆虫分布研究会	—	
	70	リフレッシュ濃尾用水	平成18年	農林水産省東海農政局	—	
	71	平成24年度水生生物調査の結果について	平成25年3月	愛知県	HP	
	72	岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編)改訂版-岐阜県レッドデータブック(動物編)改訂版-	平成22年8月	岐阜県	HP	
	73	岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(植物編)改訂版-岐阜県レッドデータブック(植物編)改訂版-	平成26年3月	岐阜県	HP	
	74	植物からのSOS-愛知県の絶滅危惧植物-	平成8年6月	愛知県植物誌調査会編集	—	
	75	日本のシダ植物図鑑(1~7巻)	昭和54年~平成6年	財団法人東京大学出版会	—	
	76	自然環境保全基礎調査 植生調査	令和元年1月	環境省自然環境局生物多様性センター	HP	
	77	第2回自然環境保全基礎調査 日本の重要な植物群落の分布	昭和57年2月	環境庁	—	
	78	第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図	平成元年	環境庁	大判図面	
	79	第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書	平成12年3月	環境庁	—	
	80	第4回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図	平成7年	環境庁	大判図面	
	81	第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査報告書	平成13年3月	環境省自然環境局生物多様性センター	—	
	82	一宮の文化財(文化財ガイドマップ)	平成20年3月	一宮市教育委員会	—	
	83	稲沢の文化財	令和元年1月	稲沢市	HP	
	84	各務原市の文化財	平成27年3月	各務原市教育委員会	—	
	景観及び 人と自然 との触れ 合い活動 の状況	85	第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書 日本の自然資源(東海版)	平成元年9月	環境庁	—
		86	美しい愛知づくり基本計画	平成19年3月	愛知県	HP
		87	美しい愛知づくり景観資源600選	平成19年3月	愛知県	HP
		88	市民の広場(一宮公共施設案内)	平成27年7月	一宮市	—
		89	観光と歴史	平成25年11月	一宮市	—
90		公園案内	令和元年1月	大野極楽寺公園	HP	

### 3.2 社会的状況

事業実施想定区域及びその周囲における主な社会的状況を把握した結果の総括を表 3.2-1 に示します。また、社会的状況を項目別に把握した結果を次項に示します。

表 3.2-1 (1) 社会的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
人口及び産業の状況	<p><b>1. 人口</b> 一宮市、稲沢市、岩倉市の人口は愛知県全体の約 7.6% に相当します。各務原市、笠松町は岐阜県全体の約 8.2% に相当します。</p> <p><b>2. 産業</b> 愛知県全体では第 1 次産業が約 2%、第 2 次産業が約 34%、第 3 次産業が約 64% の構成比ですが、このうち一宮市は第 3 次産業の割合がさらに高く、第 1 次・第 2 次産業が低くなる傾向が見られます。</p>
土地利用の状況	<p>建物用地が広範囲を占めており、一部田や農用地が存在しています。また、愛知県・岐阜県の県境には木曾川、北派川及び南派川が構成する河川地が広がっています。</p>
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	<p>愛知県については、県全体の上水道水源のほとんどは河川水が占めていますが、一宮市では取水量の約半分が地下水を水源としています。木曾川で内水面漁業権が設定されています。岐阜県については、県全体の上水道水源のほとんどは地下水が占めており、各務原市・笠松町ではすべて深層地下水を水源としています。</p>
交通の状況	<p>事業実施想定区域は一般国道 22 号と並走し、途中で中京圏と北陸圏を連絡する東海北陸自動車道と交差します。</p> <p>事業実施想定区域周辺の鉄道として、JR 東海道本線、名鉄名古屋本線・尾西線があります。</p>
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	<p>事業実施想定区域は一宮市の人口集中（DID）地区を通過します。また、その他にも多数の市街地・集落が形成されています。</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲には、多くの学校・病院があります。</p>
下水道の整備の状況	<p>愛知県の調査区域内の市町の汚水処理人口普及率は約 79～84%、下水道処理人口普及率は約 43～69% です。岐阜県の調査区域内の市町の汚水処理人口普及率は約 91～95%、下水道処理人口普及率は約 81～89% です。</p>
環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	<p><b>1. 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域</b> 事業実施想定区域及びその周囲には、用途地域が定められています。</p> <p><b>2. 環境基本法第十七条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況</b> 愛知県の調査区域内の市町においては、公害防止計画は策定されていません。岐阜県においては、岐阜地域（岐阜市、各務原市）を対象に、平成 23 年度に 10 年間で期限とする第 8 期公害防止計画が策定されています。</p> <p><b>3. 大気汚染防止法第五条の二第一項の規定により定められた指定地域</b> 事業実施想定区域及びその周囲には、指定地域はありません。</p> <p><b>4. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六条第一項及び第八条第一項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域</b> 愛知県一宮市、稲沢市及び岩倉市は窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に指定されています。</p> <p><b>5. 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路</b> 事業実施想定区域及びその周囲には、沿道整備道路の指定はありません。</p> <p><b>6. 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた騒音に係る環境基準の種類の指定状況</b> 愛知県内市町における騒音に係る環境基準の種類の指定状況については、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域が A 類型、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域が B 類型、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域が C 類型とされています。</p>

表 3.2-1 (2) 社会的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<p>岐阜県内市町における騒音に係る環境基準の種類の指定状況については、騒音規制法の第一種区域、第二種区域内の第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域が A 類型、第二種区域のうち A 類型以外の地域が B 類型、第三種区域及び第四種区域が C 類型とされています。</p> <p><b>7. 騒音規制法第三条第一項及び第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況</b>  騒音に係る環境基準の地域の類型が A の地域が a 区域、騒音に係る環境基準の地域の類型が B の地域が b 区域、騒音に係る環境基準の地域の類型が C の地域が c 区域とされています。</p> <p><b>8. 土壌汚染対策法第六条第一項の規定により指定された区域</b>  事業実施想定区域及びその周囲には、要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はありません。</p> <p><b>9. 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条二の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域</b>  事業実施想定区域及びその周囲には、世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はありません。</p> <p><b>10. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域</b>  事業実施想定区域及びその周囲には、生息地等保護区の区域はありません。</p> <p><b>11. 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一の規定により指定された湿地の区域</b>  事業実施想定区域及びその周囲には、湿地の区域はありません。</p> <p><b>12. 文化財保護法第百九条第一項の規定により指定された名勝又は天然記念物、同法第九十二条第一項に基づいて指定された埋蔵文化財</b>  事業実施想定区域及びその周囲には、国指定名勝・天然記念物、県指定史跡、市・町指定史跡、市指定天然記念物があります。  また、事業実施想定区域周辺には、埋蔵文化財が多数分布しています。</p> <p><b>13. 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の地域</b>  事業実施想定区域及びその周囲には、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の地域はありません。</p> <p><b>14. 自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法四十五条第一項の規定により指定された都道府県立自然環境保全地域</b>  事業実施想定区域及びその周囲には、自然環境保全地域はありません。</p> <p><b>15. 首都圏近郊緑地保全法第三条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域</b>  事業実施想定区域及びその周囲には、近郊緑地保全区域はありません。</p> <p><b>16. 瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の七の規定により指定された自然海浜保全地区</b>  事業実施想定区域及びその周囲には、自然海浜保全地区はありません。</p> <p><b>17. 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域</b>  事業実施想定区域及びその周囲には、近郊緑地保全区域はありません。</p> <p><b>18. 都市緑地法第五条第一項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域</b>  事業実施想定区域及びその周囲には、緑地保全地域、特別緑地保全地区の区域はありません。</p> <p><b>19. 都市緑地法第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画</b>  緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として、愛知県一宮市、稲沢市、岩倉市、岐阜県各務原市で緑の基本計画が策定されています。</p>

表 3. 2-1 (3) 社会的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<p><b>20. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域</b>                  岩倉市の岩倉自然生態園鳥獣保護区が鳥獣保護区に指定されています。</p> <p><b>21. 都市計画法第八条第一項第七号の規定により定められた風致地区の区域</b>                  事業実施想定区域及びその周囲には、風致地区は指定されていません。</p> <p><b>22. 景観法第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形式に関する計画（景観計画）</b>                  一宮市において、一宮市景観基本計画が策定されています。また、各務原市において各務原市景観計画が策定されています。</p> <p><b>23. 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第1項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（「歴史的風致維持向上計画」）</b>                  事業実施想定区域及びその周囲には、歴史的風致は指定されていません。</p> <p><b>24. その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況・「保護林の再編・拡充について」により指定された保護林の区域</b>                  調査区域には、保護林の区域は存在しません。</p> <p><b>25. 地方公共団体の景観の保全に係る条例等（景観条例等）</b>                  愛知県、岐阜県、愛知県一宮市、岐阜県各務原市では景観条例が制定されています。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>特になし</p>

表 3.2-2(1) 社会的状況の把握に用いた文献・資料

項目		番号	資料名	発行年	発行元	出典頁
人口及び産業の状況	1.人口	1	平成 27 年国勢調査	令和元年 1 月	総務省統計局	HP
	2.産業	2	平成 27 年国勢調査	令和元年 1 月	総務省統計局	HP
土地利用の状況		3	平成 30 年度刊愛知県統計年鑑	平成 31 年 3 月	愛知県	HP
		4	岐阜県統計書 (平成 30 年)	平成 30 年	岐阜県	HP
		5	宅地利用動向調査・中部	平成 15 年	国土地理院	CD
		6	国土数値情報 都市地域データ、農業地域データ、森林地域データ	令和元年 1 月	国土交通省国土政策局国土情報課	HP
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用		7	愛知県の水道 (水道年報)	令和元年 1 月	愛知県	HP
		8	岐阜県における水道の概況 (平成 29 年度版)	平成 30 年 3 月	岐阜県	HP
		9	岐阜県の水産業	平成 29 年 12 月	岐阜県	HP
交通の状況		10	平成 27 年度道路交通センサス(全国道路・街路交通情勢調査)	平成 27 年度	国土交通省	HP
		11	平成 30 年度刊愛知県統計年鑑	平成 31 年 3 月	愛知県	HP
		12	岐阜県統計書 (平成 30 年)	平成 30 年	岐阜県	HP
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の施設の配置の状況及び住宅の配置の概況		13	令和元年度学校一覧	令和元年 1 月	愛知県	HP
		14	県内学校一覧	令和元年 1 月	岐阜県	HP
		15	愛知県内の大学	令和元年 1 月	愛知県	HP
		16	各館案内	令和元年 1 月	一宮市立図書館	HP
		17	図書館施設案内	令和元年 1 月	岩倉市	HP
		18	図書室の案内	令和元年 1 月	笠松町	HP
		19	一宮市内の私立幼稚園一覧、一宮市内公立保育園一覧、一宮市内私立保育園・認定こども園・地域型保育事業所一覧	令和元年 1 月	一宮市	HP
		20	稲沢市内の幼稚園、保育施設一覧表	令和元年 1 月	稲沢市	HP
		21	幼稚園、保育園・認定こども園	令和元年 1 月	岩倉市	HP
		22	保育所・地域型保育事業所・幼保連携型認定こども園	令和元年 1 月	岐阜県	HP
		23	県内医療機関名簿	令和元年 1 月	愛知県	HP
		24	病院施設一覧	令和元年 1 月	岐阜県	HP
		25	高齢者向け施設のご案内施設一覧	令和元年 1 月	愛知県	HP
		26	社会福祉施設等名簿	令和元年 1 月	岐阜県	HP
		27	国土数値情報 人口集中地区データ	令和元年 1 月	国土交通省国土政策局国土情報課	HP
下水道の整備の状況		28	全県域汚水適正処理構想 (Aichi-WaterRecoveryPlan)	平成 28 年 7 月	愛知県	HP
		29	岐阜県の下水道	平成 30 年 3 月	岐阜県	HP
		30	愛知の下水道 (資料編)	令和元年 1 月	愛知県	HP
		31	岐阜県における平成 30 年度末の汚水処理人口普及状況について	令和元年 8 月	岐阜県	HP
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象の状況及び当該対象に係る規制の内容その他の状況		32	水道施設	令和元年 1 月	一宮市	HP
	1.都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域	33	都市計画総括図	平成 28 年度	愛知県	HP
		34	各務原市都市計画情報	令和元年 1 月	岐阜県	HP
		35	岐阜県都市計画区域 笠松町都市計画総括図	平成 30 年 4 月	笠松町	HP
	2.環境基本法第十七条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況	36	令和元年環境白書	令和元年度	岐阜県	HP
	6.環境基本法第十六条第一項の規定により定められた騒音に係る環境基準の種類の指定状況	37	都市計画総括図	平成 28 年度	愛知県	HP
		38	騒音に係る規制地域及び区域区分図	令和元年 1 月	各務原市	—
		39	岐阜県都市計画区域 笠松町都市計画総括図	平成 30 年 4 月	笠松町	HP
	7.騒音規制法第三条第一項及び第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況	40	都市計画総括図	平成 28 年度	愛知県	HP
		41	騒音に係る規制地域及び区域区分図	令和元年 1 月	各務原市	—
	42	岐阜県都市計画区域 笠松町都市計画総括図	平成 30 年 4 月	笠松町	HP	

表 3.2-2(2) 社会的状況の把握に用いた文献・資料

項目	番号	資料名	発行年	発行元	出典頁
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象の状況及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	43	一宮の文化財(文化財ガイドマップ)	平成 20 年 3 月	一宮市教育委員会	—
	44	稲沢の文化財	令和元年 1 月	稲沢市	HP
	45	岩倉の文化財を探そう	令和元年 1 月	岩倉市	HP
	46	文化財ナビ愛知	令和元年 1 月	愛知県	HP
	47	各務原市の文化財	平成 27 年 3 月	各務原市教育委員会	—
	48	笠松町の文化財	令和元年 1 月	笠松町	HP
	49	一宮市遺跡分布地図	平成 26 年	一宮市博物館	—
	50	愛知県文化財マップ(埋蔵文化財・記念物)	令和元年 1 月	愛知県	HP
	51	改訂版 岐阜県遺跡地図	平成 19 年 3 月	岐阜県教育委員会	—
	52	一宮市緑の基本計画	平成 21 年 3 月	一宮市	—
	53	稲沢市緑のマスタープラン	平成 22 年 4 月	稲沢市	—
	54	岩倉市緑の基本計画	平成 24 年 3 月	岩倉市	—
	55	各務原市緑の基本計画	平成 28 年 3 月	各務原市	—
	56	あいちの環境 愛知県鳥獣保護区等位置図	令和元年 1 月	愛知県	HP
	57	一宮市景観基本計画		一宮市	HP
	58	各務原市景観計画		各務原市	HP



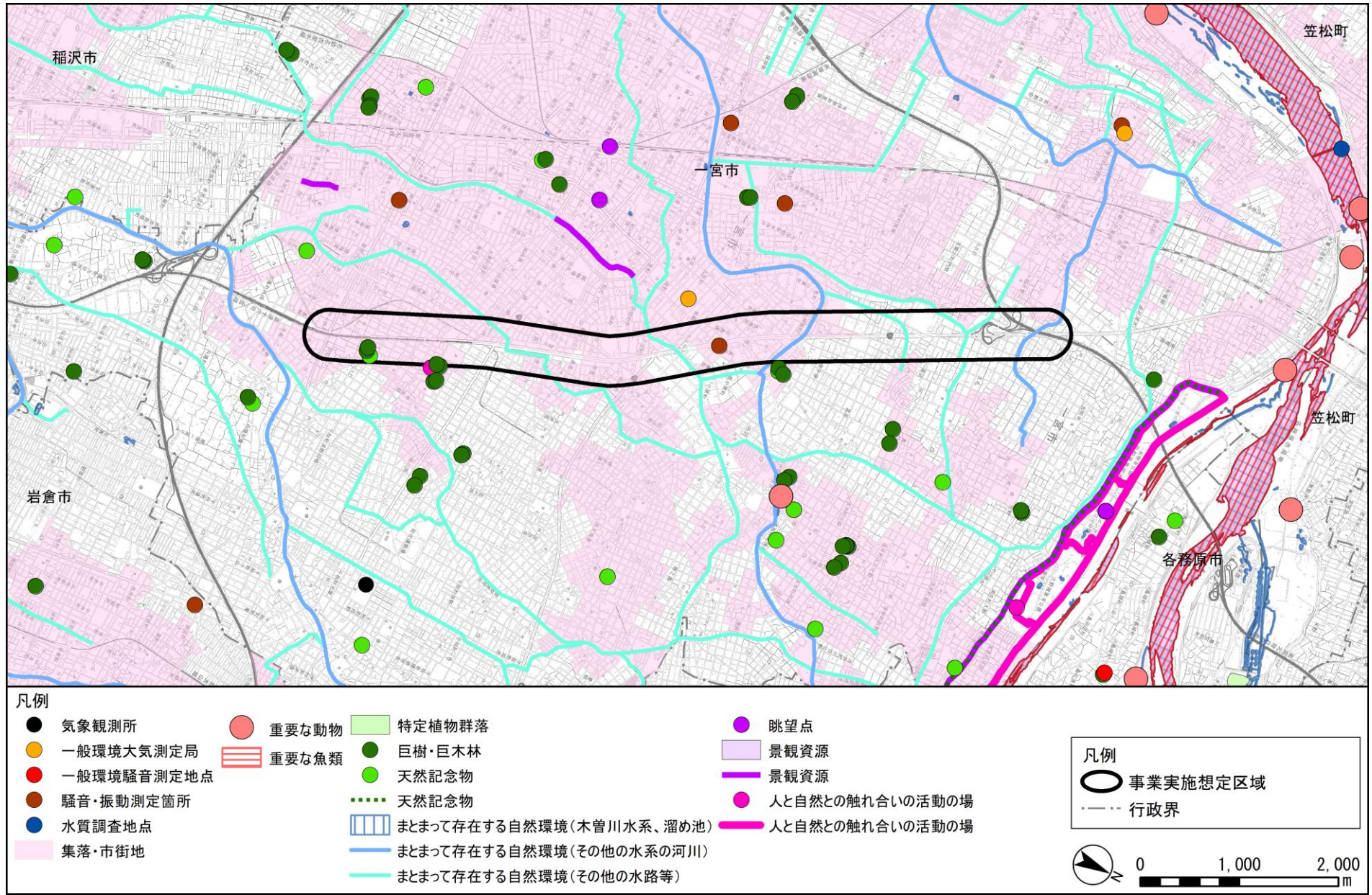


図 3.2-1(1) 自然的状況及び社会的状況 (その1)

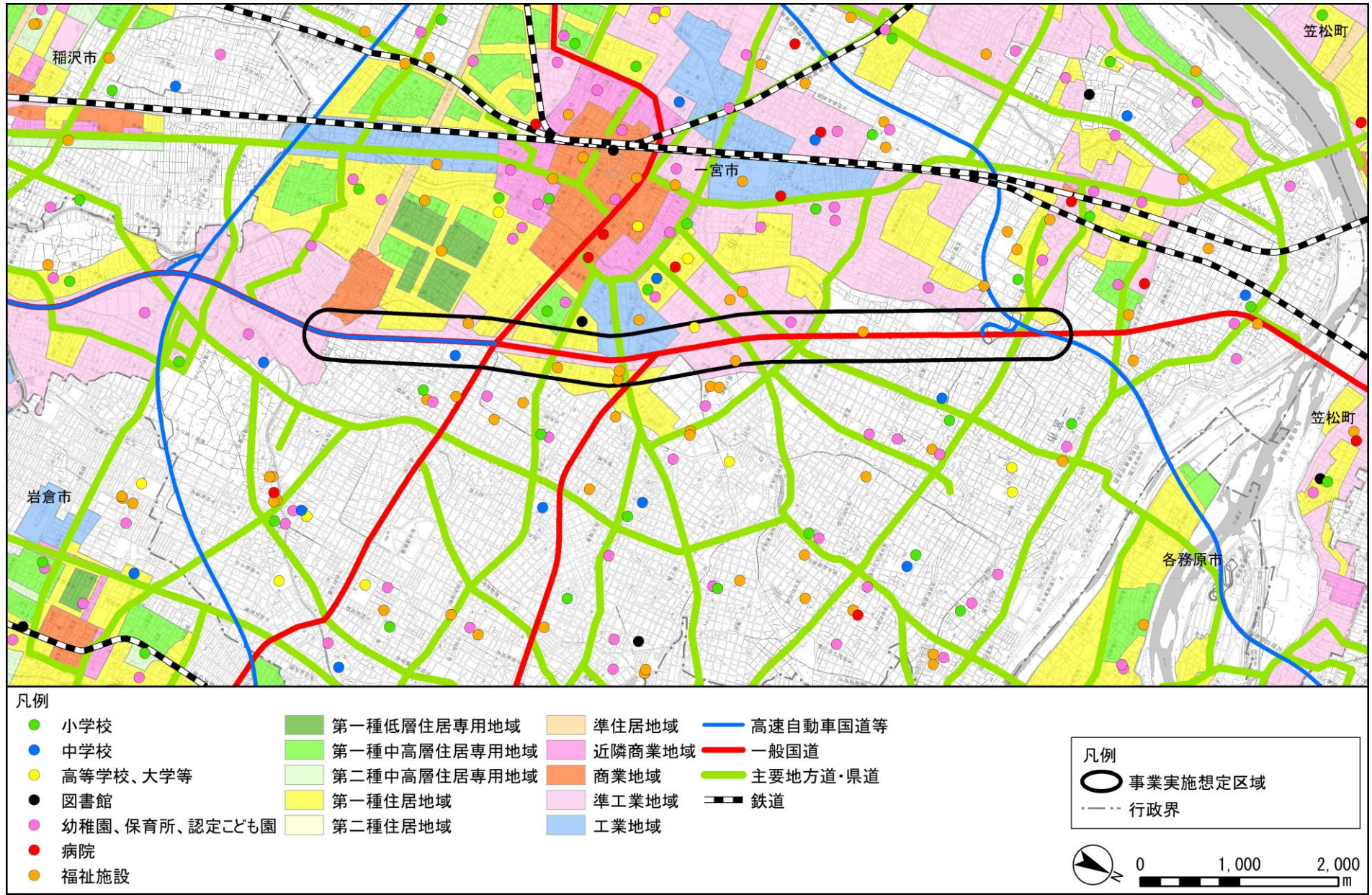


図 3.2-1(2) 自然的状況及び社会的状況（その2）

## 第4章 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

### 4.1 計画段階配慮事項の選定

文献で得られた情報により、重大な影響を受けるおそれのある環境の要素について検討し、計画段階配慮事項を選定します。計画段階配慮事項として選定する環境要素と選定理由は、表 4.1-1 に示すとおりです。

表 4.1-1 計画段階配慮事項として選定する環境要素と選定理由

項目			土地又は工作物の存在及び供用		選定理由
			道路の存在	自動車の走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質		○	事業実施想定区域及びその周囲には、集落・市街地が存在します。自動車の走行に伴い、大気質への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
		騒音		○	事業実施想定区域及びその周囲には、集落・市街地が存在します。自動車の走行に伴い、騒音への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		○		事業実施想定区域及びその周囲には、重要な種が生息します。道路の存在に伴い、動物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
	植物		○		事業実施想定区域及びその周囲には、重要な種・群落、巨樹・巨木林、天然記念物が生育します。道路の存在に伴い、植物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
	生態系		○		事業実施想定区域及びその周囲には、まとまって存在する自然環境として重要湿地が存在します。道路の存在に伴い、生態系への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		○		事業実施想定区域及びその周囲には、主要な眺望点、景観資源が存在します。道路の存在に伴い、主要な眺望点、景観資源への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。

## 4.2 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法

計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、概ねのルートの位置や基本的な道路構造等を検討する段階における、事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法とします。調査は、複数案が含まれるエリア全体を広域的に調査できる既存資料に基づき、計画段階における環境配慮が必要な対象である検討対象（大気質や騒音では集落・市街地、動物であれば重要な種の生息地など）の位置・分布を把握する方法とし、把握できたものについて、表 4.2-1 に示します。また、現段階では計画交通量が決まっていないため、予測は、環境の状況の変化を把握する方法とします。評価は、環境影響の程度を整理、比較する方法とします。

予測地域は図 4.3-1 に示すとおりです。

表 4.2-1 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法

計画段階配慮事項	検討対象	調査手法	予測手法	評価手法
自動車の走行による大気質	集落・市街地 <sup>※1</sup> の位置	既存資料	集落・市街地の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過の状況を整理・比較
自動車の走行による騒音				
道路の存在による動物	重要な種の生息地等 ・重要な動物種 <sup>※2</sup>	既存資料	重要な種の生息地等の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による植物	重要な種・群落の生育地等 ・重要な植物群落 <sup>※3</sup> ・巨樹・巨木林 <sup>※4</sup> ・天然記念物 <sup>※5</sup>	既存資料	重要な種・群落の生育地等の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による生態系	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境 ・重要湿地 <sup>※6</sup>	既存資料	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による景観	重要な箇所 ・主要な眺望点、景観資源 <sup>※7</sup>	既存資料	重要な箇所の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較

※1) 集落・市街地の既存資料：人口集中地区及び用途地域（工業専用地域を除く）を基本にS=1/2,500地形図からの読み取りによるものを補足して設定。

※2) 重要な動物種の既存資料：「第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図」（昭和56年、環境庁）

※3) 重要な植物群落の既存資料：「第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図」（昭和56年、環境庁）

※4) 巨樹・巨木林の既存資料：「第4回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（平成7年、環境庁）、「第6回自然環境保全基礎調査巨樹・巨木林フォローアップ調査報告書」（平成13年3月、環境省自然環境局生物多様性センター）

※5) 天然記念物の既存資料：「一宮の文化財(文化財ガイドマップ)」（平成20年3月、一宮市教育委員会）、「稲沢の文化財」（稲沢市ホームページ）、「各務原市の文化財」（平成27年3月、各務原市教育委員会）

※6) 重要湿地の既存資料：「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省ホームページ）

※7) 重要湿地の既存資料：「美しい愛知づくり基本計画」（平成19年3月、愛知県）、「美しい愛知づくり景観資源600選」（愛知県ホームページ）

#### 4.3 計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の結果

本事業に係る計画段階配慮事項について、各案における環境影響を検討した結果は、以下のとおりです。

案①は、大気質については、環境影響の程度が最も小さいと評価します。騒音について環境影響を与える可能性があります。動物、植物、生態系、景観の4つの環境要素において、環境影響の程度が比較的小さいと評価します。

案②は、騒音について環境影響を与える可能性があります。大気質、動物、植物、生態系、景観の5つの環境要素において、環境影響の程度が比較的小さいと評価します。

案③は、騒音について環境影響を与える可能性があります。大気質、動物、植物、生態系、景観の5つの環境要素において、環境影響の程度が比較的小さいと評価します。

大気質においては、案①が影響の程度が最も小さいと評価します。

騒音、動物、植物、生態系、景観については、影響の程度は、同程度と評価します。

今後、具体的なルートの位置や道路構造を決定する際は、できる限り市街地、重要な種の生息地等、重要な種・群落の生育地等、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を避けて計画します。

なお、各検討対象について、回避が困難又は、必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。

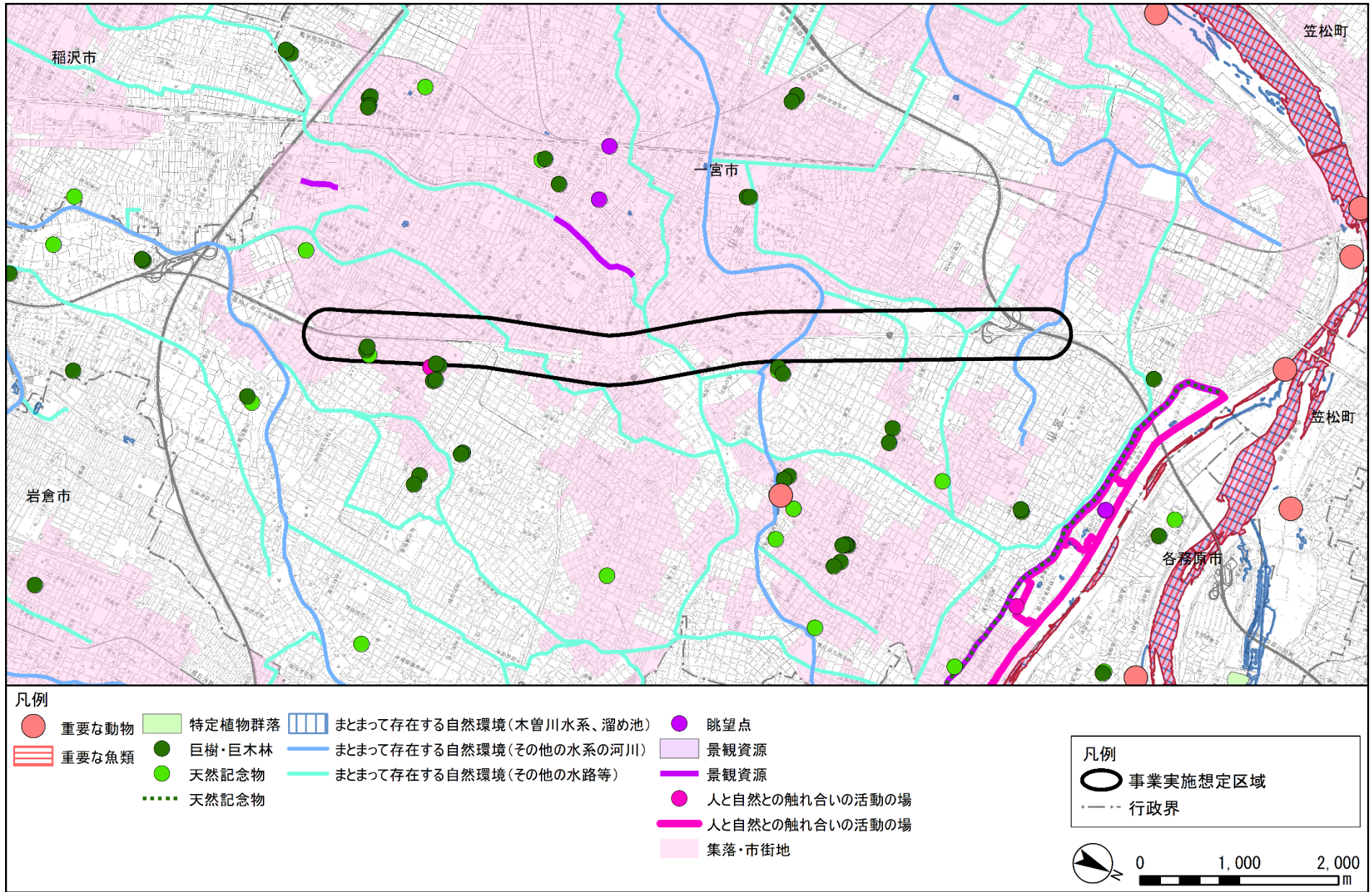


図 4.3-1 予測地域

表 4.3-1 調査、予測及び評価の結果

計画段階 配慮事項	検討対象	【案①】専用部整備案	【案②】部分立体案	【案③】平面8車線案
自動車の 走行による 大気質	集落・市街 地の位置	集落・市街地を通過し、道路の整備に伴い、交通量が増加すると考えられることから、影響を与える可能性はありますが、走行速度が向上するため、その程度は小さいと評価します。	集落・市街地を通過し、道路の整備に伴い、交通量が増加すると考えられることから、影響を与える可能性はありますが、走行速度がやや向上するため、その程度は小さいと評価します。	集落・市街地を通過し、道路の整備に伴い、交通量が増加すると考えられることから、影響を与える可能性はありますが、走行速度がやや向上するため、その程度は小さいと評価します。
		影響の程度は、走行速度が最も向上する案①が最も小さいと評価します。		
自動車の 走行による 騒音	集落・市街 地の位置	集落・市街地を通過し、道路の整備に伴い、交通量及び走行速度が増加すると考えられることから、供用時の交通量及び走行速度によっては、騒音に影響を与える可能性があるとして評価します。	集落・市街地を通過し、道路の整備に伴い、交通量及び走行速度が増加すると考えられることから、供用時の交通量及び走行速度によっては、騒音に影響を与える可能性があるとして評価します。	集落・市街地を通過し、道路の整備に伴い、交通量及び走行速度が増加すると考えられることから、供用時の交通量及び走行速度によっては、騒音に影響を与える可能性があるとして評価します。
		いずれの案も影響の程度は、同程度と評価します。		
道路の存在による 動物	重要な種 の生息地 等	既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地を通過しないため、影響は小さいと評価します。また、既に改変されている国道22号を極力活用した構造を検討することから、動物への影響は回避、低減されるため小さいと評価します。	既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地を通過しないため、影響は小さいと評価します。また、既に改変されている国道22号を極力活用した構造を検討することから、動物への影響は回避、低減されるため小さいと評価します。	既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地を通過しないため、影響は小さいと評価します。また、既に改変されている国道22号を極力活用した構造を検討することから、動物への影響は回避、低減されるため小さいと評価します。
		いずれの案も同一ルートであるため、影響の程度は、同程度と評価します。		
道路の存在による 植物	重要な種・ 群落の生 育地等	既存資料により詳細な位置が特定できた天然記念物や巨樹・巨木林を通過すると予測されますが、その位置が特定できていることや、既に改変されている国道22号を極力活用した構造を検討することから、植物への影響は回避、低減されるため、小さいと評価します。	既存資料により詳細な位置が特定できた天然記念物や巨樹・巨木林を通過すると予測されますが、その位置が特定できていることや、既に改変されている国道22号を極力活用した構造を検討することから、植物への影響は回避、低減されるため、小さいと評価します。	既存資料により詳細な位置が特定できた天然記念物や巨樹・巨木林を通過すると予測されますが、その位置が特定できていることや、既に改変されている国道22号を極力活用した構造を検討することから、植物への影響は回避、低減されるため、小さいと評価します。
		いずれの案も同一ルートであるため、影響の程度は、同程度と評価します。		
道路の存在による 生態系	生態系の 保全上重 要であっ て、まと まって存 在する自 然環境	既存資料により確認できた、生態系の保全上重要である、まとまって存在する自然環境のうち、その一部である河川、水路が現在の国道22号と交差しているものの、その箇所は	既存資料により確認できた、生態系の保全上重要である、まとまって存在する自然環境のうち、その一部である河川、水路が現在の国道22号と交差しているものの、その箇所は	既存資料により確認できた、生態系の保全上重要である、まとまって存在する自然環境のうち、その一部である河川、水路が現在の国道22号と交差しているものの、その箇所は

		れも暗渠構造であることから、生態系の保全上重要な自然環境にはなりにくいため、生態系への影響は小さいと評価します。	れも暗渠構造であることから、生態系の保全上重要な自然環境にはなりにくいため、生態系への影響は小さいと評価します。	れも暗渠構造であることから、生態系の保全上重要な自然環境にはなりにくいため、生態系への影響は小さいと評価します。
		いずれの案も同一ルートであるため、影響の程度は、同程度と評価します。		
道路の存在による 景観	重要な 箇所	上空方向に構造物が連続的に構築されるため、景観への影響を与える可能性はありますが、事業実施想定区域は、既存の高速道路を含む人工物が多い地域で、重要な箇所（主要な眺望点、景観資源）を通過しないため、景観への影響は小さいと評価します。	上空方向に構造物が部分的に構築されるため、景観への影響を与える可能性はありますが、事業実施想定区域は、既存の高速道路を含む人工物が多い地域で、重要な箇所（主要な眺望点、景観資源）を通過しないため、景観への影響は小さいと評価します。	上空方向に構造物が構築されないことや重要な箇所（主要な眺望点、景観資源）を通過しないため、景観への影響は小さいと評価します。
		いずれの案も影響の程度は、同程度と評価します。		



## 第5章 その他環境省令で定める事項

### 5.1 環境影響評価法第三条の七に基づく配慮書の案についての意見と第一種事業を実施しようとする者の見解

#### 5.1.1 一般の環境の保全の見地からの意見と第一種事業を実施しようとする者の見解

対策案（ルート帯案）を検討する際に重視すべき事項として、「生活環境（大気・騒音等）に配慮し、影響が少ないこと」及び、「自然環境（動植物等）に配慮し、影響が少ないこと」の2項目について意見聴取を行い、「特に重視すべき」、「やや重視すべき」、「あまり重視すべきではない」、「重視すべきでない」の4段階で回答していただきました。（アンケート調査：令和元年9月13日～令和元年11月13日）

その結果、重視すべきという意見（“特に重視すべき” “やや重視すべき”）は、「生活環境（大気・騒音等）に配慮し、影響が少ないこと」が76%、「自然環境（動植物等）に配慮し、影響が少ないこと」が71%という結果でした。また、自由意見の中で環境に関する意見が多数寄せられ、その代表的な意見及び事業者の見解を表5.1-1に示します。

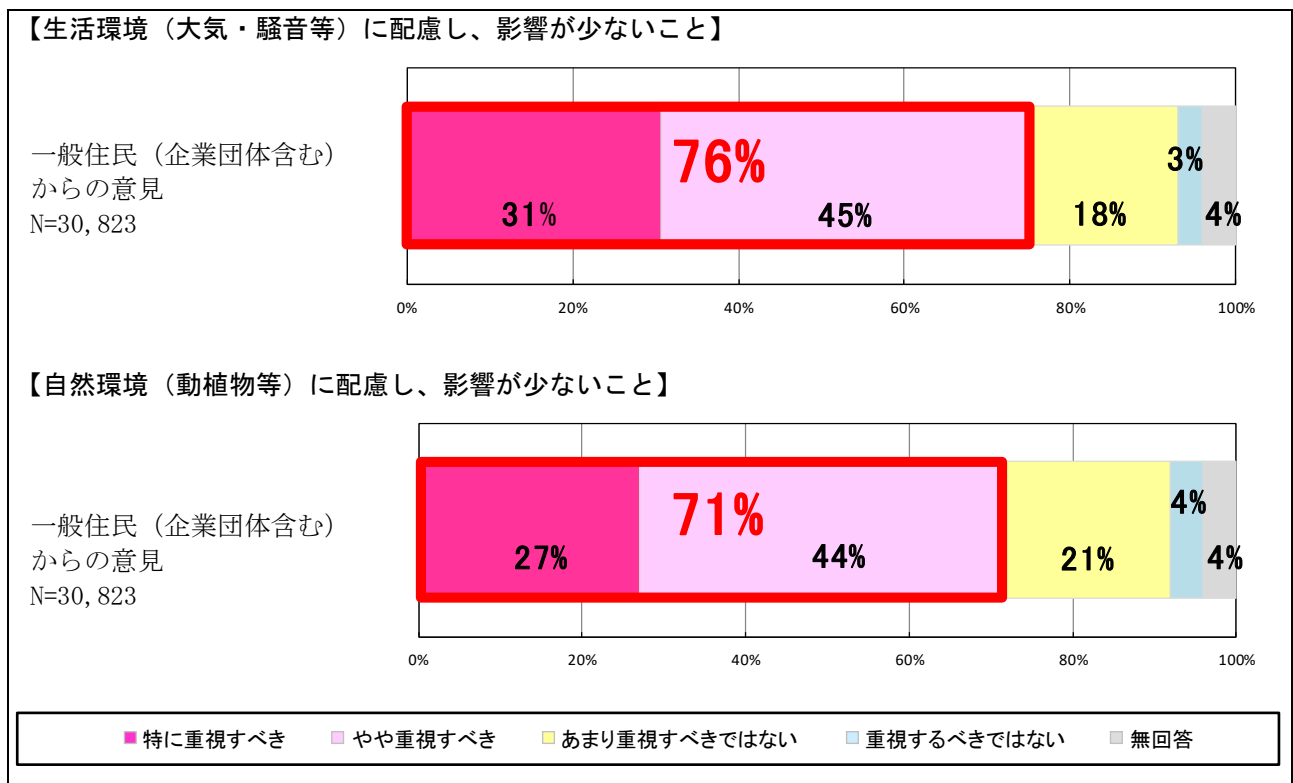


図 5.1-1 一般住民（企業団体含む）からの重視すべきという意見の割合

表 5.1-1 一般住民（企業団体含む）からの主な意見と事業者の見解

項目	一般住民からの意見	事業者の見解
環境全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然環境の保全</li> <li>・ 大気、騒音等、周りの住民に配慮する</li> <li>・ 人や環境への配慮を欠いてはいけない</li> <li>・ 生活環境・自然環境には引き続き配慮してください</li> <li>・ 子供達と将来のためにも、環境問題を考慮した改善をお願いします</li> </ul> <p style="text-align: right;">上記意見を含む計 223 件</p>	<p>事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、生活環境、自然環境への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。</p> <p>また今後の環境影響評価の手続きにおいて、具体的なルート の位置や道路構造を決定する段階で、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います</p>
生活環境（大気質・騒音）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 騒音をなるべく抑えていただきたい</li> <li>・ 騒音と近隣対策</li> <li>・ 工事中の騒音・振動問題</li> <li>・ 工事中の周辺商業地区への騒音等の影響を心配している</li> <li>・ 騒音振動に配慮した工事</li> <li>・ 騒音がひどすぎる。消音できないのか</li> <li>・ 排気ガス問題、住宅への配慮も重要視するべきではないか</li> <li>・ 大気、騒音などの環境被害を受ける恐れのある施設を示すべき</li> <li>・ 大気・騒音の具体的予測を示した配慮書に。</li> </ul> <p style="text-align: right;">上記意見を含む計 44 件</p>	<p>事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、生活環境、自然環境への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。</p> <p>また今後の環境影響評価の手続きにおいて、具体的なルート の位置や道路構造を決定する段階で、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います</p>
自然環境（動植物・生態系）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然環境の保全</li> <li>・ 自然、動物、樹々や植物への影響を心配しています</li> <li>・ 緑が多いといいです</li> <li>・ 環境（植物など）に配慮して欲しい</li> <li>・ 動物植物に優しい環境整備</li> <li>・ 自然環境への配慮</li> </ul> <p style="text-align: right;">上記意見を含む計 104 件</p>	<p>事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、生活環境、自然環境への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。</p> <p>また今後の環境影響評価の手続きにおいて、具体的なルート の位置や道路構造を決定する段階で、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います</p>

